

業務代行料・活性化代行料 並びに差引還元額に関する規程

(重要事項説明書)

第1条 (目的)

この規程は、_____ (以下「当社」という。)と販売代理店契約をした販売代理店が当社に対し、販売代理店契約書および販売代理店契約変更合意書(以下「当該契約」という。)に定めた販売代理店の販売活動により発生する業務および当該契約以外の販売代理店の販売活動による業務についての内容と金額を定めることを目的とする。

第2条 (業務内容)

- 当社は主に、業務代行会社である(株)環境保全研究所(以下「当社代行会社」とする。)提供の「業務代行システム」のサービスを介し次の業務を行う。
 - 販売代理店および販売代理店の傘下販売代理店等(以下「傘下販売代理店」とする。)が販売する当社取扱商品(以下単に「商品」とする。)の受注に関する業務。
 - 販売代理店および傘下販売代理店の販売する商品の配送に関する業務。
 - 販売代理店および傘下販売代理店の販売する代金の回収ならびに業務代行料など、還元額計算書に反映する販売に付随する費用全般の回収に関する業務。
 - 販売代理店および傘下販売代理店が受取るべき差引還元額に関する業務。
 - 各前号に付随する事務等の業務。
- 前項第三号において回収不能となった場合に生じる当社の損害金は、販売代理店が負担し、当社に対し弁済するものとする。

第3条 (業務代行料)

- 販売代理店および傘下販売代理店は業務代行料を、当社代行会社に対し次のように支払うものとする。

この場合の販売代理店は、ウルトラ販社・スーパー販社・販社・総代理店いずれかの当該契約に定めた販売代理店とする。

この場合の傘下販売代理店は、スーパー販社・販社・総代理店のランクの傘下販売代理店とする。

 - 販売代理店および傘下販売代理店が仕入れた、月毎の商品代金および諸経費の総額(税込)に対し、各々当該契約に定める販売代理店の契約ランクに応じた以下の掛率にて業務代行料を算出する。

ウルトラ販社は0.5%、スーパー販社は0.4%、販社は0.3%、総代理店は0.2%。
 - 傘下販売代理店は前号と同様、傘下販売代理店の契約ランクに応じた掛率にて業務代行料を算出する。
 - 販売代理店および傘下販売代理店が、月の途中で契約ランクを変更した場合、末日時点の契約ランクに応じた掛率にて算出する。
- 業務代行料は、当社代行会社を介して当社が販売代理店および傘下販売代理店に差引還元額を引渡すとき、当社代行会社がこれを差引き受領する。

第4条 (活性化代行料)

- 販売代理店および傘下販売代理店の傘下販売事業部は、活性化代行料を当社代行会社に対し次のよ

うに支払うものとする。

この場合の販売代理店は、販売事業部を運営することが出来るウルトラ販社・スーパー販社・販社いずれかの当該契約に定めた販売代理店とする。

この場合の傘下販売代理店は、同様にスーパー販社・販社のランクの傘下販売代理店とする。

- 販売代理店および傘下販売代理店の傘下販売事業部が仕入れた、月毎の商品代金および諸経費の総額(税込)に対し、販売代理店および傘下販売代理店の傘下販売事業部は一律2%の掛率にて活性化代行料を算出する。
- 活性化代行料は、当社代行会社を介して当社が販売代理店および傘下販売代理店の傘下販売事業部に差引還元額を引渡すとき、当社代行会社がこれを差引き受領する。

第5条 (差引還元額)

販売代理店および傘下販売代理店が販売した売上額から以下の金額を控除した金額を差引還元額という。

- 販売代理店の場合、販売代理店が当社より仕入れた金額。傘下販売代理店の場合、傘下販売代理店が販売代理店契約をした上位の販売代理店および販売代理店の傘下より仕入れた金額。
- 第3条により定められた業務代行料。
- 前条により定められた活性化代行料。
- 販売代理店および傘下販売代理店が、前月の差引還元額が不足となった場合、その不足額と実際の入金額との差額。
- 当社代行会社の口座への入金時に相殺された送金手数料。
- その他当社代行会社が販売および回収、送金時にかかる手数料など直接経費。
- 販売代理店および傘下販売代理店が販売に伴い発生する調整額。
- その他当社代行会社、当社、販売代理店、傘下販売代理店協議により調整が必要と認められた金額。

第6条 (締切日及び還元日)

前条に定める差引還元額の計算の締切日は当社、販売代理店間においての当該契約に定める締切日を原則とし、締切日を末日とした前1ヶ月を計算期間とする。

また、差引還元額の精算日は締切日の翌月25日とする。

第7条 (差引還元額の精算)

- 当社代行会社は、前条の計算期間において販売代理店および傘下販売代理店に対して差引還元額がある場合、販売代理店および傘下販売代理店が販売した代金の入金の有無にかかわらず、当社代行会社を介して当社が通知する「還元額計算書」に基づき、その還元額を販売代理店および傘下販売代理店が指定する口座に送金する。
- 販売代理店および傘下販売代理店は、当社が前条の計算期間において差引還元額を計算した結果、差引還元額が不足となる場合、当社代行会社を介して当社が通知する「還元額計算書」に基づき、その不足額を差引還元額の精算日前日までに速やかに当社代行会社の指定する口座へ入金する。

附則

この規程は、平成30年 5月16日より施行する。